

# 食と農をむすぶ 「教育ファーム」



(岡山市立福谷小学校 田植えのようす)

農林水産省では、食育の一環として「教育ファーム」を推進しています  
みなさまも取り組んでみませんか

中国四国農政局

# 「教育ファーム」は地域の「食」と「農」をむすび、「食文化」を伝えます



(草取り作業)

## 失われつつある食べ物を大切に作る心

今日、私たちの食生活は、経済や技術の発展により、場所や季節に関わらず様々な食べ物を容易に手に入れることが可能となり多彩な食生活を楽しめるようになりました。

一方、日々忙しい生活を送る中で、食料の生産や加工に触れる機会が減少することで、私たちの食生活が自然の恩恵や生産者をはじめとした多くの人々の苦労と努力に支えられていることが忘れられ、食べ物を大切に作る心が薄れつつあります。

また、私たちの食生活は、地域の伝統や気候風土、農林水産業と深く結びつき、地域の個性豊かな食文化を生み出すなど、人々の暮らしや精神的な豊かさを育んできました。

しかし、こうした食文化も今は失われつつあります。

## 五感で学ぶ農林水産業の大切さ

「教育ファーム」は、生産者の指導の下で、一連の作業や、収穫した農林水産物を使った調理などを体験し自然の恩恵や食べ物を生産することの喜びや苦労を直接肌で感じることによって、食べ物を大切に作る心地域の農林水産業への理解、さらには地域の食文化への親しみの心を育む活動です。



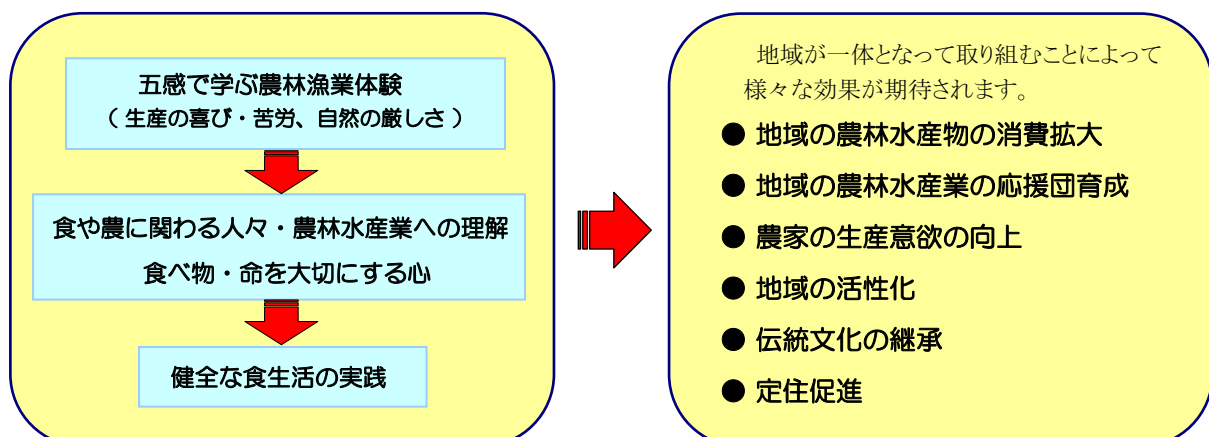
(田舎寿司)

## 「教育ファーム」は地域の農林水産業の応援団

「教育ファーム」の取組は、指導を行う農林漁業者のみならず地域が一体となって取り組むことが大切です。

地域の多様な人々が参加し、地域の消費者と生産者との「顔の見える関係」を構築し交流を深めていくことは、地域の農林水産物の消費拡大はもちろんのこと、地域の農林水産業の応援団の育成や活性化にもつながることでしょう。

### ● 教育ファームの効果



# 「教育ファーム」を効果的に進めるためには

## 一連の作業が必要です



(はぜかけ作業)

米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこなどを対象に、例えば、お米では「種まき」、「苗作り」、「代かき」、「田植え」、「水管理」、「草取り」、「稲刈り」などのうち、2つ以上の作業を、年間2日間以上行います。

また、郷土の食材などの収穫物を使った、料理教室を体験することも効果的です。



(郷土の食材を使った料理教室)

## 生産者の方々の指導が必要です



(袋掛けの指導)

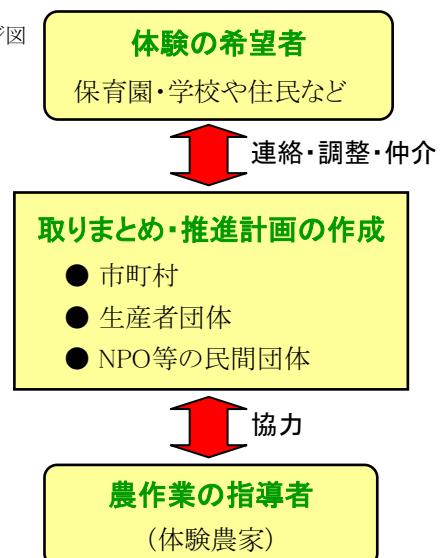
一年を通じて農作物の生長を肌で感じ、時にはきつい作業を行った後の収穫の喜びは何ものにも代えがたいものです。このような経験は、生産者の方々がどのような思いで生産しているか伺いながら指導を受けることで、より一層深めることができます。

## 関係者の連携が不可欠です

(参考)連携のイメージ図

より多くの人々に体験していただくためには、草の根的な取組では限界があります。また、学校や住民の方が体験活動を企画したいと思っても、協力していただく生産者を見つけることが困難です。

こうした問題を解決し、より効果的な取組とするためには、市町村や生産者団体やNPO等の民間団体が中心となって「教育ファーム」の推進計画を策定した上で、地域の関係者が一体となって取り組むことが不可欠です。



## 「教育ファーム」の取組を推進するため、以下の支援を行っています(平成20年度)

詳しくは、中国四国農政局及び最寄りの農政事務所へ、お気軽にお問い合わせ下さい。

### ①「教育ファーム」モデル事業(補助事業)

体験は場の管理費用、苗代、作業内容を説明する資料作成費など、新たに追加する農作業や調理体験の経費など、活動に必要な支援を行います。  
※なお、採択された取組には、効果測定を行っていただきます。  
教育ファームに取り組む協議会や生産者団体などを、対象として想定しています。

### ②食の安全・安心確保交付金

「教育ファーム」推進計画の作成に係る費用、地域における優良事例の収集・パンフレット作成などに係る費用を支援します。  
※都道府県、市町村、生産者団体などを対象としています。

### ③食育相談アドバイザー

農政事務所の「食育相談アドバイザー」が、生産者や学校関係者など、教育ファームに取り組もうとされている方々を支援します。  
あわせて、食育に使用する資材も農政事務所にありますので、ご相談下さい。

#### 推進方策



#### 「教育ファーム推進のための方策について(最終報告書)」

詳しくは、下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

- 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/syokuiku/index.html>

#### お問い合わせ先

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課  
・鳥取農政事務所 消費生活課  
・島根農政事務所 消費生活課  
・広島農政事務所 消費生活課  
・山口農政事務所 消費生活課  
・徳島農政事務所 消費生活課  
・香川農政事務所 消費生活課  
・愛媛農政事務所 消費生活課  
・高知農政事務所 消費生活課

#### (電話)

086-224-9428  
0857-22-3131  
0852-24-7311  
082-281-2111  
083-922-5203  
088-622-6135  
087-831-8155  
089-932-1177  
088-875-2155



- 中国四国農政局ホームページ <http://www.maff.go.jp/chushi/>